

# 横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例  
横浜市駐車場条例施行規則  
横浜市駐車場条例取扱基準

令和45年12月

横浜市

# 第1章 総則

## 1 趣旨

横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「駐車場条例」といいます。）は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条の規定に基づき、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合、その規模に応じて附置しなければならない駐車場における台数、規模、構造等を定めています。

この解説書は、駐車場条例、横浜市駐車場条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第28号。以下「施行規則」といいます。）及び横浜市駐車場条例取扱基準（平成7年6月都駐第32号。以下「取扱基準」といいます。）について解説したものです。

## 2 用語の定義

この解説書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

### (1) 附置義務

横浜市域内で一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合に、駐車場条例に基づき駐車場の設置を義務付けるもの

### (2) 駐車場

自動車（自動二輪車を含む）の駐車のための施設（※）

### (3) 乗用車

おおむね幅2.3m×奥行5mの駐車ますに収まる二輪車を除く自動車

### (4) 自動二輪車

道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除きます。）

### (5) 機械式駐車場

特殊の装置を用いる駐車場で、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により、大臣認定を受けたもの

（※）電気自動車充電設備を整備し、駐車のために供する部分で利用できるようにする場合であっても、当該部分を附置義務駐車場として扱います。

なお、この際、電気自動車以外の自動車の利用を完全に排除しない場合（例えば、電気自動車を優先する部分とする）であっても同様に扱います。

※ 駐車場は、乗用車、荷さばき車及び自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

**× 設置できない配置例**

$\ell'$  : 必要な車路幅員未満の幅員  
(串刺し駐車となるため不可)

自走式の駐車場については、駐車中の他の自動車を移動することなく、敷地内で駐車及び出庫のための移動、待機、転回等ができるようにしてください。

また、駐車ますの面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以上の敷地では、車路の設置が必要となります (駐車ますから道路に直接出入りする構造 (串刺し駐車) にはできません)。

**◎ 設置できる配置例**

L : 相互通行の幅員  
ℓ : 一方通行の幅員  
車路の幅員については、18 ページ参照

平行駐車の場合、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせるために、2 m 以上の余裕幅を設けるようにしてください。

2 以上の道路に接する場合、駐車場の出入口は、なるべく交通量の少ない道路側に設けてください。【取扱基準第 8 条】

## 届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課  
電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

### 編集・発行

横浜市都市整備局都市交通課

令和4年12月26日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>